

○財務省告示第百八十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成二十五年五月二十日に発行した割引短期国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十五年六月六日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	国庫短期証券（第三百六十六回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本銀行による借換えのための引受け
五	発行額	額面金額で三千二十二億九千万円
六	最低額面金額	千万円
七	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
八	発行日	平成二十五年五月二十日
九	発行価格	額面金額百円につき九十九円九十銭二厘
十	償還期限	平成二十六年五月二十日 ただし、償還期が銀行休業日に

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 た
二 銀 金 金 る
十 行 額 額 を と
五 百 円 支 き
年 円 に 払 は
五 つ き 。 そ
月 百 円 の 翌
二 百 円 営
十 日 業
日 日
に